

【事業者の皆様へ】

横浜市の環境影響評価制度～図書作成のポイント等～（令和6年4月）

※本資料は条例対象事業について一般的な注意事項等を示すものです。法対象事業については別途ご相談ください。

一連の図書（配慮書、方法書、準備書、評価書、事後調査計画書、及び事後調査結果報告書）は、市民や審査会等へ計画段階配慮、環境影響評価及び事後調査の内容を示すための資料になりますので、次の事項に留意して作成してください。

- 表や図などの視覚的資料を用いて、位置や計算結果、環境影響の範囲や程度が理解しやすいよう工夫してください。
- 記述内容は十分な検討を行い、配慮書から事後調査結果報告書まで整合のとれた内容とします。
- 図書に用いる資料はその出典を、係数、数値等はその根拠を明らかにします。また、資料の引用を行う場合には、著作権について必要な手続をしてください。
- 技術的、専門的な分析資料、計算過程などの資料の分量が多い場合は、原則として目次を付けた付属資料とし、本文中では脚注で参照するものとします。
- 調査において貴重な生物等が確認された場合、これらの保護に十分配慮した記載としてください。

1 図書の作成段階における本市等との調整

図書作成に関しては、印刷にかかる時間、公表のための著作権等の申請手続時間などを十分に考慮して進める必要がありますので、早い段階から本市（環境影響評価課）に不足や手違いが無いかの確認を取りながら進めていただくようお願いします。

また、個人情報など不開示情報^{※1}が含まれないこと、差別的な表現が使用されていないことなど公表されるものとして問題がないかを確認の上、ご提出ください。

※1 不開示情報：「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に規定される情報（別添資料参照）

◆図書（配慮書、方法書、準備書）の公告・縦覧については、本市が「広報よこはま」で周知します。

このため、公告月の前々月の20日までに（※祝日及び年末年始がある一部の月についてはさらに締切が早まります。）、公告日と、縦覧を行う範囲である「環境影響を受けるおそれがあると認められる地域（※配慮書は除く）」を、本市（環境影響評価課）と事前調整のうえ、確定させておく必要があります。

■環境アセスメント図書の縦覧

〇〇〇〇事業 環境影響評価準備書

意見書の提出は問合せ先へ

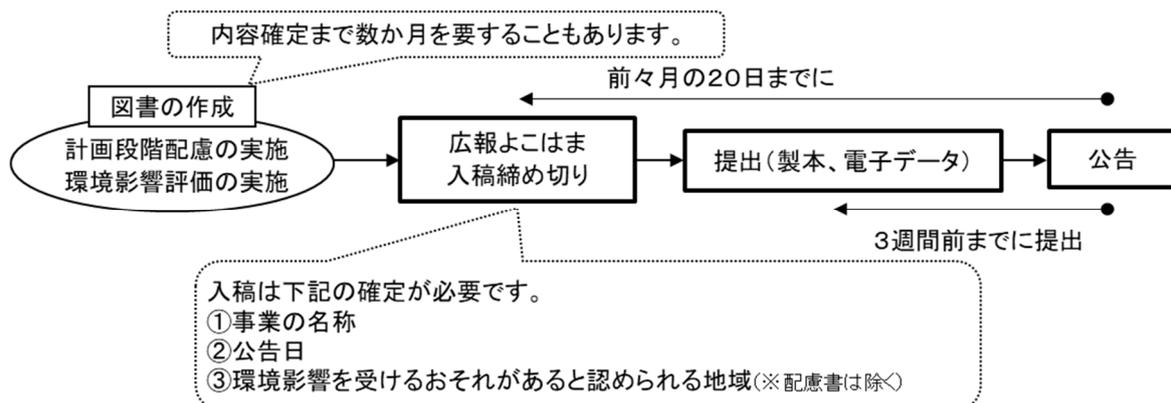
【日】〇月〇日(〇)～〇月〇日(〇)

【所】区役所企画調整係(〇区)・広報相談係(〇区)、問合せ先で

【問】みどり環境局環境影響評価課(TEL)671-2495【F】663-7831)

（広報よこはま（はま情報）での掲載イメージ）

◆縦覧・公表等の手続きのため、確定した図書の製本及び電子データ等を遅くとも公告日（縦覧等を開始する日）の3週間前までに本市に提出してください。



【本市（環境影響評価課）との調整のポイント】

次の内容を中心にヒアリングさせていただきます。

○配慮書

- ✓ 事業計画の概要（事業の目的・必要性、環境影響の回避・低減の検討経緯等）
- ✓ 配慮の内容

○方法書（調査・予測・評価手法の選定は環境影響評価の軸となります）

- ✓ 配慮市長意見に対する事業者の見解
- ✓ 環境影響評価項目の選定（事業特性と地域特性の勘案）
- ✓ 調査・予測・評価の手法等の検討
- ✓ 方法書対象地域

○準備書（本書作成には特に時間がかかるため、項目ごとにヒアリングさせていただく場合もあります）

- ✓ 方法書市長意見に対する事業者の見解
- ✓ 選定した項目ごとの調査・予測・評価
- ✓ 対象地域

○評価書

- ✓ 市長意見（審査書）に対する事業者の見解
- ✓ 上記に伴い、準備書の内容から見直す事項

○事後調査計画書～事後調査結果報告書

事後調査は事業着手後の手続のため、特に事業が長引く場合、評価書の記述内容と相違が生じる可能性があります。事後調査を行った段階はもちろん、評価書との相違が生じた段階でも、随時、本市（環境影響評価課）に情報提供していただくようお願いします。

2 図書の提出方法等（法対象事業を含む）

◆図書の提出方法

- ・ 図書は施行規則で定める様式（図書提出書）に添えて提出します。
- ・ 様式の記載例は [HP の様式集](#) をご覧ください。

◆図書の体裁

- ・ ISO216 のA4規格を縦長に用い、文字は横書きで左とじとします。
- ・ レザックで包んだくるみ製本で図書を作成してください。

◆図書の電子データ

- ・ 提出する電磁的記録は、DVD 等の電子媒体とします。
- ・ ファイル形式は PDF 形式とします。本編、資料編を分けた一括版と、1ファイルの容量が概ね5MBを超えないように分割した分割版を提出してください。また、ファイルプロパティ等に作成者情報等の記載がないものを提出してください。
- ・ 原則、多くの方が利用しやすい形態として、印刷・ダウンロードや公開期間等の制限がかかっていない形式での提出をお願いします。
- ・ 図書をウェブ公表するにあたっては、著作権その他の問題が生じないよう留意してください。
→ [環境影響評価に関する図書等の公表に係る実施要領](#)第9条参照

◆提出部数（目安）

		製本（部）	DVD等（枚）	
配慮書～準備書	審査会		60	
	縦覧	環境影響評価課	5	
		各区役所	3×関係区数※	
	公表	市ウェブページ	—	1
		中央図書館	2	—
各区図書館		2×関係区数※		
評価書	縦覧	環境影響評価課	5	
		各区役所	3×関係区数※	—
	公表	市ウェブページ	—	1
		中央図書館	2	—
		各区図書館	2×関係区数※	
事後調査図書	公表	環境影響評価課	5	—
		市ウェブページ	—	1
		中央図書館	2	—
		各区図書館	2×関係区数※	

※「関係区数」について
 〔 配慮書……計画区域が存在する区
 方法書～評価書…方法書対象地域又は対象地域が存在する区
 注)上表は一般的なケースであり、必要数は事業ごとに変わることがあります。〕

「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に規定される不開示情報具体例

●下表は一例です。情報の取扱判断に迷う場合は、ご相談ください。

●不開示情報が含まれていた場合、それを公表することが「個人情報漏洩」等に該当するおそれもあるため、十分ご配慮ください。

No	種類 【条例該当箇所】	項目	具体例	備考
1	個人に関する情報 【第1号】	家庭や生活に関する情報	個人の氏名・住所・サイン・個人の電子メールアドレス・電話番号・写真上の個人の顔など	◎事業を営む個人の当該事業に関する情報は除きます。（第3号で判断） ◎法令若しくは条例の規定や慣行として公になっているものは除きます。
2		内心の秘密に関する情報	信書、支持政党、未発表の論文など	
3		知識、技術及び能力に関する情報	資格証明書、免許番号、資格取得年月日など	
4		経歴や社会的活動に関する情報	勤務先、勤続年数、学校名、給与に関する情報など	
5		財産状況に関する情報	振込先口座情報など	
6	法人等に関する情報 【第3号】	法人等の権利、競争上の地位その他正当な権利利益を害するおそれがあるもの	法人税納付額、取引先法人の情報、法人の財務関係書類署名及び印影（法人代表者、団体代表者、弁護士、不動産鑑定士、建築士等） 振込先口座情報など	
7		社内ネットワークアドレス	事業者社内ネットワークアドレス	

※裏面「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」第7条第2項抜粋

「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」第7条第2項（抜粋）

（行政文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求者に対し、当該開示請求に係る行政文書を開示しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第60条第3項の行政機関等匿名加工情報（同条第4項の行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項の保有個人情報（以下「保有個人情報」という。）から削除した個人情報保護法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項の個人識別符号

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの